

平成 29 年 第 3 回別府市農業委員会総会議事録

日 時	平成 29 年 3 月 3 日 (水) 14 時 50 分		
場 所	別府市役所農業委員会室		
招集者	別府市農業委員会 会長 恒 松 直 之		
議 事			
	日程第 1	議事録署名委員の指名	
	日程第 2	議案事項	
	議案第 1 号	<p style="margin-left: 20px;">農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(新規)の決定について</p>	
	議案第 2 号	<p style="margin-left: 20px;">農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による賃借権の設定について</p>	
	議案第 3 号	<p style="margin-left: 20px;">農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届 2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届 3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届 	
	議案第 4 号	<p style="margin-left: 20px;">非農地通知に関する審議について</p>	
	議案第 5 号	<p style="margin-left: 20px;">農業委員会委員の辞任届の撤回願について</p>	
出席委員	12 名	※ 番号は議席番号	
	2 番	伊藤 繁幸	3 番 田中 信行
	4 番	彌田 和好	5 番 園田 喜久男
	6 番	山本 國雄	7 番 久保 賢一

	8 番 大野 泰徳 10 番 西本 義矩 12 番 原 年江	9 番 恒松 直之 11 番 恒松 はつみ 13 番 荒木 秀登
欠席委員	なし	
出席職員	伊藤 諒次 藤本 智美 吉田 悠子 14 時 50 分 開会	
事務局長	<p>只今より平成 29 年第 3 回別府市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席委員数は 12 名で、在任委員 12 名に対し過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>ここで、お願いがございます。議案に上程いたしました案件につきまして質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p> <p>それから、総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りくださるようお願いいたします。また、やむをえず離席する際は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは会長、お願いいたします。</p>	
会 長	<p>2 月は雪が降って大変な目に遭いましたが被害はなかったでしょうか。もう 1 回、3 月の忘れ雪がまた降るかもわかりませんが、今のところは大丈夫かなと思ひます。梅はもう終わりに近く桜はそろそろという感じですか。いよいよ 3 月になりました。今日はひな祭りです、皆さん家族の団欒の中でお祝いをしていただきたいと思ひます。今日は今年度最後の農業委員会の総会です。春は喜びの季節でもあり、退職等の別れの季節でもあります。2 月 27 日から集落説明会が始まっております。すでに開催されている地区もありますが、担当地区の説明会には寒い中、夜の会議ではございますが、できれば多くの出席をしていただきたいと思ひます。それから、市報にも掲載しておりますが、3 月 1 日から農業委員と農地利用最適化推進委員の募集が始まりました。概要は後ほど詳しく説明いたします。それでは本日の総会は、総会会議規則第 7 条により</p>	

	<p>私が議長を務めさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名したいと思います、よろしいでしょうか。</p>
全 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>ご同意いただきましたので、2番 ○○委員と、10番 ○○委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の総会議案は、お手元に配布してございます。</p> <p>議案第1号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(新規)の決定についてが4件。議案第2号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定についてが1件でございます。議案第3号は、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告についてで、「農地法第3条の3の規定による届」が2件、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が1件、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が13件です。</p> <p>議案第4号は、非農地通知についてで、議案第5号は、農業委員会委員の辞任届の撤回願についてでございます。</p> <p>それからその他となっております。</p> <p>それでは、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(新規)の決定についてを議題といたします。</p> <p>○○の審議がありますので、○○委員は退席をお願いします。</p> <p>(退席)</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。</p> <p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(新規)の決定について 番号1(新規) 利用権を設定する者 別府市東山 ○○ ○○ 設定を受ける者</p>
事務局	

別府市東山 ○○ ○○

区分 農用地区域

利用権を設定する土地

大字東山字林 田 (田) 1,085 m² 外1筆 計1,876 m²

利用権の種類 賃借権

利用方法 水稻栽培

期間は2017年3月3日～2023年3月2日の6年間

貸賃支払 直接払

設定する者の理由 農業を専門にしていないので耕作困難

設定を受ける者の理由 農業経営規模拡大

番号2 (新規) 利用権を設定する者

別府市東山 ○○ ○○

設定を受ける者 別府市東山 ○○ ○○

区分 農用地区域

利用権を設定する土地

大字東山字堺 田 (田) 882 m²

利用権の種類 賃借権

利用方法 水稻栽培

期間は2017年3月4日～2023年3月3日の6年間

貸賃支払 直接払

設定する者の理由 農業を専門にしていないので耕作困難

設定を受ける者の理由

農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り、地域活性化を図る運営を行うため。

番号3 (新規) 利用権を設定する者

別府市大字東山 ○○ ○○

設定を受ける者 別府市東山 ○○ ○○

区分 農用地区域

利用権を設定する土地

大字東山字宮の本 田 (田) 187 m² 外 4 筆 計 4,734 m²

利用権の種類 賃借権

利用方法 水稻栽培

期間は 2017 年 3 月 4 日～2022 年 3 月 3 日の 5 年間

貸賃支払 直接払

設定する者の理由 高齢者で農作業が困難となった為

設定を受ける者の理由

農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため。

番号 4(新規) 利用権を設定する者 別府市東山 ○○ ○○

設定を受ける者 別府市東山 ○○ ○○

区分 農用地区域

利用権を設定する土地

大字東山字原口尻 田 (田) 835 m² 外 3 筆 計 4,191 m²

利用権の種類 賃借権

利用方法 水稻栽培

期間は 2017 年 3 月 4 日～2022 年 3 月 3 日の 5 年間

貸賃支払 直接払

設定する者の理由 農業を専門にしていないので耕作困難

設定を受ける者の理由

農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域活性化を図る運営を行うため。

以上です。

議 長

はい。それでは議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(新規)の決定について何かご意見がございますか？

別にご意見もないようですので議案第 1 号の全件につきまして許可することにご異議ございませんか？

異議なし。

委員全員 議 長	<p>ではこの件については異議なしと認め、許可することといたします。</p> <p>次に、議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による賃借権の設定について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による賃借権の設定について</p>
	<p>番号 1 土地の所有者 別府市東山 ○○ ○○</p> <p>大分市舞鶴町 1 丁目 4 番 15 号</p> <p>公益社団法人 大分県農業農村振興公社理事長 安部 欣司</p> <p>いわゆる農地中間管理機構が選定した借受人</p> <p>別府市東山 ○○ ○○</p> <p>区分 農用地区域</p> <p>賃借権を設定する土地</p> <p>大字東山字北ヶ迫 田(田) 1,884 m² 外 8 筆 計 8,197 m²</p> <p>賃貸料 7,000 円/10a</p> <p>借受後の経営作目 水稻</p> <p>機構借受期間 2017 年 5 月 1 日～2027 年 4 月 30 日の 10 年</p> <p>借受者へ貸付期間 2017 年 5 月 1 日～2027 年 4 月 30 日の 10 年</p> <p>選定理由 公募に応募している者とマッチングした結果、条件等が適合したため</p> <p style="text-align: right;">以上です。</p>
議 長	<p>はい。議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による賃借権の決定について、なにかご意見はございませんか？</p> <p>別にご意見もないようですので、議案第 2 号につきまして許可することにご異議はございませんか？</p> <p>異議なし。</p>
委員全員 議 長	<p>それではこの件については異議なしと認め、許可することといたします。</p>

	<p>〇〇の審議が終了いたしましたので〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>議案第 1 号と議案第 2 号につきまして、審議の結果許可されましたので報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>〇〇委員 議 長</p>	<p>次に、議案第 3 号 農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告のうち、農地法第 3 条の 3 の規定による届、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届について、事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。ではご説明いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 3 号</p> <p>農業委員会規程第 9 条の規程による専決事項の報告について</p> <p>1 農地法第 3 条の 3 の規定による届</p> <p>番号 1 申請人 別府市大字鉄輪 持分 3 分の 1 〇〇 〇〇外 2 名</p> <p>区分 市街化区域</p> <p>申請の土地 大字内竈字梶久 畑（雑種地） 287 m²</p> <p>外 6 筆 計 3,440 m²</p> <p>場所は小坂で、〇〇の西側です。</p> <p>平成 28 年 11 月 29 日、相続による権利の取得です。</p> <p>あっせん等の希望の有無 有</p> <p>届出年月日 平成 29 年 1 月 25 日</p> <p>番号 2 申請人 別府市大字鉄輪 〇〇 〇〇</p> <p>区分 市街化区域</p> <p>申請の土地 大字北石垣北井尻 田（雑種地） 102 m²</p> <p>場所は上人ヶ浜で国道 10 号線沿い、〇〇の西側です。</p> <p>平成 28 年 11 月 29 日、相続による権利の取得です。</p> <p>あっせん等の希望の有無 無</p> <p>届出年月日 平成 29 年 1 月 25 日</p> <p>2 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届</p> <p>1 申請人 大分市金池町 〇〇 〇〇</p>

区分 市街化区域

申請の土地 大字野田字花房 畑（雑種地）138 m²

場所は野田で、〇〇の南側、九電の現存する鉄塔の付近です。

施設の概要 旧鉄塔跡地の地目変更として 現在設備撤去済み
鉄塔基礎は地中に残存 138 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 29 年 1 月 25 日

3 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届

番号 1 譲渡人 大分市大字城原 〇〇 〇〇

譲受人 別府市大字北石垣 〇〇 〇〇

区分 市街化区域

申請の土地 大字鉄輪字ギ丁バ 田（雑種地）50 m²

場所は鉄輪上で、〇〇の東です。

施設の概要 進入用道路用地として アスファルト 50 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 29 年 1 月 19 日

番号 2 譲渡人 速見郡日出町大字大神 〇〇 〇〇

譲受人 別府市大字北石垣 〇〇 〇〇

区分 市街化区域

申請の土地 大字鉄輪字ギ丁バ 畑（雑種地）
4 m² 外 2 筆 計 175 m²

場所は番号 1 の隣接地です。

施設の概要 自己住宅用地及び庭 現状のまま 175 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成 29 年 1 月 19 日

番号 3 譲渡人 別府市照波園町 〇〇 〇〇

譲受人 別府市大字鶴見 〇〇 〇〇

区分 市街化区域

申請の土地 照波園町 田（雑種地）14 m²

場所は照波園町で、〇〇の東です。

施設の概要 進入用道路用地として 現状のまま使用 14 m²
転用の時期 届出受理後
専決年月日 平成 29 年 1 月 23 日

番号 4 譲渡人 別府市大字鶴見 〇〇 〇〇

譲受人 山口県美祢市於福町 〇〇 〇〇

区分 市街化区域

申請の土地 大字野田字ギテウバ 畑(雑種地) 218 m²

場所は野田で、〇〇の北側です。

施設の概要 住宅建設用地として 木造平屋建 約 100 m²
転用の時期 届出受理後
専決年月日 平成 29 年 1 月 24 日

番号 5 譲渡人 別府市大字鶴見 〇〇 〇〇

譲受人 別府市大字鶴見 〇〇 〇〇

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字年ノ神
田(雑種地) 27 m² 外 1 筆 計 119 m²

施設の概要 住宅用地として 木造及び鉄骨造 120 m²
転用の時期 届出受理後
専決年月日 平成 29 年 1 月 26 日

番号 6 譲渡人 大分市都町 〇〇 〇〇

譲受人 別府市大字南立石 〇〇 〇〇

区分 市街化区域

申請の土地 大字南立石板地 畑(雑種地)
外 3 筆 計 310 m²

場所は南立石板地町で、南立石公園の△です。

施設の概要 自己住宅用地 木造鉄骨造 120 m²
転用の時期 届出受理後
専決年月日 平成 29 年 2 月 1 日

番号7 譲渡人 別府市大字鶴見 ○○ ○○
譲受人 中津市大字下池永 ○○ ○○
区分 市街化区域
申請の土地 大字鶴見字石田 田(雑種地) 352 m²
外1筆 計 310 m²

場所は北中で、○○の西側です。

施設の概要 共同住宅用地 木造2階建20戸分
1棟の床面積 1,170.03 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成29年2月1日

番号8 譲渡人 別府市大字亀川 ○○ ○○
譲受人 中津市大字下池永○○ ○○
区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字石田 田(雑種地) 331 m²

場所は、番号7の土地の隣接地です。

施設の概要 共同住宅用地 木造2階建20戸分
1棟の床面積 1,170.03 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成29年2月1日

番号9 譲渡人 千葉県四街道市鷹の台 ○○ ○○
譲受人 中津市大字下池永○○ ○○
区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字石田 田(雑種地) 331 m²

場所は北中で、○○の西側です。

施設の概要 共同住宅用地 木造2階建20戸分
1棟の床面積 1,170.03 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成29年2月1日

番号10 譲渡人 別府市大字亀川 ○○ ○○

譲受人 中津市大字下池永 ○○ ○○

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字石田 田(雑種地) 331 m²

場所は9番の土地に隣接しています。

施設の概要 共同住宅用地 木造2階建20戸分

1棟の床面積 1,170.03 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成29年2月1日

番号11 譲渡人 大分市大字市 ○○ ○○

譲受人 大分市末広町 ○○ ○○

区分 市街化区域

申請の土地 大字鉄輪字ダラギ 外2筆 計1,105 m²

場所は鉄輪東で、鉄輪東公園の北西です。

施設の概要 駐車場用地 現状のまま 1,105 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成29年2月2日

番号12 賃貸人 別府市大字鶴見 ○○ ○○

賃借人 別府市大字鶴見 ○○ ○○

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字明礬 田(鉱泉地) 8.99 m²

場所は明礬で、○○の西側です。

施設の概要 鉱泉地 8.99 m²

転用の時期 届出受理後

専決年月日 平成29年2月2日

番号13 譲渡人 別府市大字鶴見 ○○ ○○

譲受人 杵築市山香町大字野原 ○○ ○○

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字宮添 田(畑) 488 m²

場所は、鶴見で、原の交差点から東へ進んだ道路沿いです。

	<p>施設の概要 自己住宅用地 木造2階建 150㎡</p> <p>転用の時期 届出受理後</p> <p>専決年月日 平成29年2月3日 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明が終わりましたが、今回もこのように届出が増え、農地が減るという事は農業委員会としても大変残念なことではありますが、市街化区域内の農地でありますので、このような状況になっております。この専決事項については報告ですのでご了承下さい。</p>
事務局	<p>次に議案第4号 非農地通知の確認について、事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議案第4号の非農地通知に関する審議についてですが、昨年11月に意向調査を行い、本人に確認したところ、現状は竹山で耕作できない状態であるので非農地の確定をしてもよいとの意向を確認できました。その他の空地については、未相続の土地や所有者が居所不明である等の理由で通知を出しておりません。次年度も引き続き調査を進めて参りたいと思います。</p>
議 長	<p>非農地通知について事務局より説明が終わりましたが、この審議について何かありませんか？まあ、意向調査を出しても何もしたくないとおっしゃる方もいますし、今回は調査で所有者が非農地にしてもよいという意志を示していただけたのでいいんじゃないかと思います。</p> <p>それでは非農地として確定してよろしいですか？</p> <p>はい。</p>
議 長	<p>はい。では非農地として確定しましたので、ご本人への通知をお願いします。</p> <p>次に、議案第5号、農業委員会委員の辞任届の撤回願について、事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局の説明がありました。</p> <p>大変異例のことではありますが、再度農業委員として活動するための「辞任の撤回願」ですから皆様の忌憚のないご意見を出していただいた後、決をとりたいと思います。</p>

〇〇委員

〇〇も就任したばかりだったので、組合関係のいろんな事業が初めてで、会議等に出なければいけないが、何から手掛けなければいけないのか、一番大事な事業であるかを当然把握しきれていないと思います。だから、始めはいろんな行事だとか会議だとかに出席してしまい、スケジュールが埋まってしまって、農業委員会の事業とダブってしまったのだと思います。辞表を出したのは、本人がそうした事でいろいろ考えたのだと思います。(撤回願いについては)△△の理事会でも別に問題ないのではないかと思います。

議長

今の〇〇委員も△△の状況が分かっていますのでこのような話が出たかと思います。本人も真剣に考えて出した結果ですが、今後はこのようなことがないようにしなければなりません。他にご意見はありませんか？

別に反対の意見もないようですので、この農業委員会の総会で、〇〇さんの農業委員復帰ということでよろしいですね。

はい。

委員多数
議長

では賛成意見多数という事で〇〇さんには復帰していただきます。以上で本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

(終了 15:55)

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議長 会長

署名委員 2番

署名委員 10番